サービス対価 C（光熱水費相当額）の改定指標（案）

2026 年 10 月 13 日

概要

- 光熱水費の増減リスクについては、単価の大きな変動に起因するリスクを市が負担し、使用量の増減に起因するリスクは事業者が負担することを基本とする。
- 参照する料金メニューは、四国電力の「業務用電力（高圧・500kW 以上）」又は将来これに相当するメニューを基本とする。
- 改定指標は、基本料金等の個別単価ではなく、固定した基本条件に基づき年度ごとに算定する「標準年間電気料金」とする。
- 基本条件となる契約電力、月別想定使用電力量及び標準力率は、事業者選定後、設計内容等を踏まえて供用開始前までに市と事業者が合意し、その後は原則固定する。
- 標準電気料金には、基本料金、電力量料金、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含める。

1. 基本的な考え方

本施設の維持管理・運営に必要となる光熱水費に係るリスク分担については、個別対話等で寄せられた意見や施設の運営を行う事業者が管理可能なリスクであるか否かを勘案し、原則として[1]「**単価」が大きく変動するリスクは市が負担**し、「単価」が僅かに変動するリスク及び**「使用量」が増減するリスクは事業者が負担**する。

また、本施設の維持管理・運営に必要となる光熱水費の大宗は電気料金が占めることが想定されることから、改定の要否を検討する実務の簡素化を考慮し、サービス対価 C（光熱水費相当額）の改定は、電気料金に限らずその他（上下水道料金、ガス代等）の光熱水費も含むすべてについて、四国電力の電気料金を指標として判断・実施する。

しかし、四国電力の電気料金には複数の料金メニューがあり、電気料金も基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の様々な要素から構成されるため、**参照する料金メニュー及び指数化の方法を明確にする必要がある**。

2. 参照する料金メニュー

本施設は、図書館、500 席以上の文化ホール、コミュニティ機能、子育て支援機能等を備える公共施設部分約 5,820 ㎡の複合施設として計画している。また、事業用地周囲には高圧地上配電線が整備され、受電方法は電気事業者等との協議事項としている。

[1] 想定を大幅に超える利用者の増加に伴う光熱水費の増加分については、事業契約書（案）59 条第 4 項ただし書きに基づき、市及び事業者で協議の上でその負担を決定する。

以上を踏まえ、改定指標の基準メニューは、四国電力の**「業務用電力（高圧・500kW 以上）」を基本とする**。もっとも、実際の契約電力が設計・施工後に 500kW 未満となる可能性もあるため、最終的な参照メニューは、供用開始前までに確定する受電契約条件との整合を確認することとする。

基本方針	業務用電力（高圧・500kW 以上）を基準とする
留意事項	実際の契約電力が 500kW 未満となる場合は、供用開始前に参照メニューを確定する
将来変更	料金メニューの廃止・名称変更時は、従前メニューに最も近い後継メニューを用いる

3. 指数化の方法

3.1 基本的な仕組み

市と事業者が合意した固定の基本条件に、各算定時点の四国電力の料金表等を適用して各月の「標準電気料金」を算定し、各年度の 12 か月分を合計した**「標準年間電気料金」の変動率をサービス対価 C（光熱水費）の改定率として用いる**。

① 基本条件設定
・契約電力
・月別想定使用電力量
・標準力率

→

② 年間指数算定
月額×12 か月を合計

→

③ 改定率算定
新年度指数÷
旧年度指数

標準電気料金の範囲

- 基本料金
- 電力量料金
- 燃料費等調整額
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金

【設例①　標準電気料金の算定例（説明用の仮定値）】

例えば、基本条件を契約電力 600kW、夏季の月間想定使用電力量 100,000kWh、標準力率 85%とし、下表の仮定単価を適用した場合、標準電気料金は月額 3,660,000 円となる。

料金項目	算式	仮定単価	算定額
基本料金	600kW × 1,800 円/kW	1,800 円/kW	1,080,000 円
電力量料金（夏季）	100,000kWh × 28.80 円/kWh	28.80 円/kWh	2,880,000 円
燃料費等調整額	100,000kWh × ▲7.00 円/kWh	▲7.00 円/kWh	▲700,000 円
再エネ賦課金	100,000kWh × 4.00 円/kWh	4.00 円/kWh	400,000 円
標準電気料金（月額）	**上記の合計**	**—**	**3,660,000 円**

注 1：上記の契約電力、想定使用電力量及び各単価は算定方法を示すための仮定値であり、本事業に適用する数値ではない。
注 2：標準力率は 85%とし、基本料金に力率による割引又は割増しが生じない前提としている。
注 3：その他季の月額を算定する場合は、夏季料金単価に代えてその他季料金単価を適用する。

【設例②　改定率の算定例（説明用の仮定値）】

基本条件

項目	基本条件
契約電力	600kW
想定使用電力量（年間合計）※	1,000,000kWh
標準力率	85%

※　想定使用電力量は月別に設定するが、ここでは簡易的に月別想定使用電力量の年間合計を示している。

基準年度の料金単価

項目	基準年度の料金単価
基本料金単価	1,800 円/kW
電力量料金単価（夏季／その他季）※	28.80 円/kWh
燃料費等調整額単価	▲7.00 円/kWh
再エネ賦課金単価	4.00 円/kWh

※　設例を簡易にするため、夏季・その他季の電力量料金単価を同額とし、燃料費等調整単価及び再エネ賦課金単価についても年間を通じて同額であると仮定している。実際の算定では、基本条件として定めた月別想定使用電力量に、各月に適用される単価を乗じて標準年間電気料金を算定する。

上記の基本条件下における「標準年間電気料金」

料金項目	算式	算定額
基本料金	600kW × 1,800 円/kW × 12 ヶ月	12,960,000 円
電力量料金	1,000,000kWh × 28.80 円/kWh	28,800,000 円
燃料費等調整額	1,000,000kWh × ▲7.00 円/kWh	▲7,000,000 円
再エネ賦課金	1,000,000kWh × 4.00 円/kWh	4,000,000 円
標準年間電気料金	**上記の合計**	**38,760,000 円**

ケース 1　料金単価が増加した場合（基本料金が 1,800 円/kW→2,000 円/kW となった場合）

＜指標＞

料金項目	算式	算定額
基本料金	600kW × **2,000 円/kW** × 12 ヶ月	14,400,000 円
電力量料金	1,000,000kWh × 28.80 円/kWh	28,800,000 円
燃料費等調整額	1,000,000kWh × ▲7.00 円/kWh	▲7,000,000 円
再エネ賦課金	1,000,000kWh × 4.00 円/kWh	4,000,000 円
標準年間電気料金	**上記の合計**	**40,200,000 円**

＜改定率＞

40,200,000 円　÷　38,760,000 円　＝　1.037（小数点以下第 4 位を切捨）

※　サービス対価 C（光熱水費相当額）を改定するか否かは、算定された改定率と事業契約書に定める改定基準値との比較により判断する。

ケース 2　使用電力量が増加した場合（1,000,000kWh→1,200,000kWh となった場合）
※契約電力は不変と仮定

＜指標＞

料金項目	算式	算定額
基本料金	600kW × 1,800 円/kW × 12 ヶ月	12,960,000 円
電力量料金	**1,000,000kWh** × 28.80 円/kWh	28,800,000 円
燃料費等調整額	**1,000,000kWh** × ▲7.00 円/kWh	▲7,000,000 円
再エネ賦課金	**1,000,000kWh** × 4.00 円/kWh	4,000,000 円
標準年間電気料金	**上記の合計**	**38,760,000 円**

※　指標の計算に用いる電力量は基本条件として設定した値（1,000,000kWh）であり、実際の使用電力量（1,200,000kWh）ではない。

＜改定率＞

38,760,000 円　÷　38,760,000 円　＝　1.000

＜参考：電気料金の実際発生額＞

料金項目	算式	算定額
基本料金	600kW × 1,800 円/kW × 12 ヶ月	12,960,000 円
電力量料金	**1,200,000kWh** × 28.80 円/kWh	34,560,000 円
燃料費等調整額	**1,200,000kWh** × ▲7.00 円/kWh	▲8,400,000 円
再エネ賦課金	**1,200,000kWh** × 4.00 円/kWh	4,800,000 円
電気料金の実際発生額	上記の合計	**43,920,000 円**

※　43,920,000 円と 38,760,000 円の差額（5,160,000 円）は事業者負担

3.2 基本条件の設定方法

公募時点では、空調方式、熱源、省エネルギー性能、太陽光発電等の詳細が確定していない。このため、市が現時点で一律の条件を設定するのではなく、供用開始前に、完成した施設の設計内容、供用開始初年度の運営計画及び受電契約条件の整合を確認した上で、市及び事業者が契約電力、月別想定使用電力量及び標準力率等の基本条件を合意することとする。

時点	実施内容
供用開始前	完成した施設の設計内容、供用開始初年度の運営計画及び受電契約条件の整合を市が確認し、契約電力、月別想定使用電力量及び標準力率等の基本条件を市・事業者間で合意
運営期間中	合意した基本条件を原則固定し、各月に適用される料金単価のみを更新して年度ごとの標準年間電気料金を算定

以上